

# 借用申請書(在宅福祉用具)

令和 年 月 日

備前市社会福祉協議会 殿

備前市社会福祉協議会 福祉機器貸出規程に基づき、裏面の在宅福祉用具貸出し同意書の内容に同意のうえ、下記のとおり申請します。

申請者	氏名	使用者との続柄:家族・その他( )
	住所	備前市
	電話	
使用者	氏名	(年齢: 歳)
	住所	同上・備前市
	区分	要支援1・2・要介護1・その他( )
使用目的		自宅療養・リハビリ・その他( )
借用機器		① 車いす 貸出No. (□自走用 □介助用) ② 歩行器 貸出No.
使用期間		年 月 日 から 年 月 日
自走式・歩行器…6カ月		
介助用…1カ月		

※返却時は返却者のサインをお願いします。

返却年月日	年 月 日 (サイン)
-------	-------------

.....【事務局処理欄】.....

事務局長	課長・支所長	係	受付

- 受付・更新・返却は福祉機器貸出管理簿の表紙に記入
- 借用申請書と裏面同意書を両面コピーしお渡りする。
- 更新については一度返却し再度、用紙を記入

## 貸出し同意書（在宅福祉用具）

この用具は、備前市内の住所を有する介護を必要とする方等で用具の使用が認められる方にお貸しするものです。

※使用中の事故等に関して、当会は一切の責任を負いません。

- 1 用具の使用にあたっては適切な管理をすること。
- 2 使用中、故意に破損した場合または紛失等した場合、現状復旧にかかる費用を負担すること。
- 3 用具の使用が終わったら、直ちに返却すること。
- 4 1カ月以上の入院または施設に入居される場合や、備前市内から住居を移される場合は返却すること。
- 5 返却時は、きれいに清掃すること。
- 6 他の方に転貸しないこと。

用具の使用期間は自走用車いすと歩行器が6カ月、介助用車いすが1カ月です。

広く皆様に使っていただくため、期間内に返却をお願いします。

貸出期間

令和 年 月 日 ~ 年 月 日

お問い合わせ先

備前市社会福祉協議会 (0869)64-3033